

- 狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を衣服又は帽子的見やすい場所に着用してください
- 狩猟者登録証は、3月15日までに必ず返納しましょう
(但し、イノシシまたはニホンジカの狩猟については、4月15日までに)

[illegible]

※規制や緩和は、都道府県によってその内容が異なります。
下記の内容には大阪府独自のものも含まれています。また、他の都道府県で独自に規制等が定められている場合もありますので、狩猟を行う場合は、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

3. 狩猟鳥獣の捕獲禁止

離自然歩道 (-----)
自然歩道 (箕面市～高槻市)
環状歩道 (四條畷市～八尾市)
アモンド・トレール (太子町～)
環状自然歩道

- 実包の装填の有無に関係なく、銃口は絶対に人に向けないこと。
- 実包は、発射の直前に装填し、発射するの必要がなくなったときは取捨すること。
- 欠火の安全と獲物を確実に確認したとき以外には絶対に発射しないこと。

■**狙失・盗難防止心得**

- 猟場では、予備銃等の不要な銃や実包は持って行かないこと。
- 猟場では、常に銃と実包を手元に置き、絶対に目にも触れないこと。
- 猟場以外では、銃をケースに収納するか、確実に隠れるをすること。

■**実包等の取扱い心得**

- 実包は必要な部数、必要なだけ購入すること。
- 実包類は、射撃による消費、廃棄などの措置を講じ、できるだけ自宅に置かないこと。
- 実包をやむを得ず自宅で保管する場合は、堅固な保管設備（保管ロッカー等）に施錠して保管すること。

● 法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行いましょう。

1. 野生鳥獣の命に最大の礼を尽くしましょう。
2. 狩猟可能鳥獣及び捕獲可能数を守りましょう。
3. 猟具は、規定されたものを使用しましょう。
4. 網やわなには猟具ごとに標識を付けましょう。
5. 狩猟可能場所以外では狩猟できません。
6. 狩猟可能期間(猟期)以外では狩猟できません。

凡 例	
	鳥獣保護区特別保護地区 Special Protection Area
	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
	特禁猟具使用禁止区域(銃器) Certain Hunting Equipment Prohibited Area (Gun)
	国 有 林 National Forest

他府県の鳥獣保護区等は、参考として加えました。
 詳しくはその府県の地図等を確認して下さい。
 なお、他府県で狩猟を行う場合は、その府県での
 狩猟者登録が必要であるとともに、その府県の規制
 に従って下さい。

凡 例	
	鳥獣保護区特別保護地区 Special Protection Area
	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
	特殊利用使用禁止区域(銃器) Certain Hunting Equipment Prohibited Area (Gun)
	国 有 林 National Forest

他府県の鳥獣保護区等は、参考として加えました。
 詳しくはその府県の地図等を確認して下さい。
 なお、他府県で狩猟を行う場合は、その府県での
 狩猟者登録が必要であるとともに、その府県の規制
 に従って下さい。

